

研究レポート1

子ども手当などの支給により教育費を増やしたのはどのような世帯か？

東京福祉大学 都村間人

1. はじめに

児童養育を公的に援助するための社会保障制度（児童手当制度）は、多くの国々で1940年代に実施された（注1）。わが国では、児童手当制度の実施は諸外国よりも遅く、1972年に導入された。長い間、支給対象児童は第3子以降に限られ、一般の児童を対象としたものではなかった。1986年に第2子以降、また1992年に第1子まで拡大されたが、同時に対象年齢を3歳未満に下げ、実質的に低年齢児童手当となり、主要国のように少なくとも義務教育修了まで支給されるようなものにならなかった。2006年には、支給対象年齢が小学校第6学年修了前まで拡大され、所得制限も若干緩和された（中学生には支給されない）（注2）。

2010年4月、「子ども手当」制度は、子育て世帯に対する経済的支援として大きな期待を持って創設された。子ども手当制度創設の背景として、厚生労働省は、「少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することが喫緊の課題となっていること」「子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるので、経済面での支援を求める声が強い」（注3）ことをあげている。2009年の民主党政権政策では、1人当たり月額26,000円の子ども手当を中学卒業まで支給する目標が掲げられ、社会全体で子育てを支援するという理念が示されていた（注4）。

しかしながら、財源の問題があり、支給額の

点では当初の政策的目標が達成されなかった。その後、2012年3月に子ども手当制度は廃止され、児童手当制度が復活するに至った。2012年4月以降の児童手当制度は、後述するように、支給対象と支給額の点で子ども手当制度を引き継いでいるが、所得制限が再び課されている。また、子ども手当制度創設時に期待された子育て世帯への経済的支援の大幅な拡充は現在のところ行われていない。

このように、子ども手当制度（およびその後の児童手当制度）は、当初の目標に比べるとスケールダウンした感が否めないが、子育て世帯への経済的支援としては新しいステップを踏み出したといえるものであった。したがって、子ども手当制度が子育て世帯にもたらした影響は、さまざまな観点から検討する必要があると考えられる。そこで、本稿では、子ども手当などの家計の教育費への影響という観点から考察してみたい。

2. 子ども手当制度の概要と制度変更

子ども手当制度は、2010年4月1日から2012年3月31日まで実施された。

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」第1条において、子ども手当の趣旨は「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため」と規定されている。制度の概要は下記の通りである。

支給対象となる子どもは、0歳から中学校修

了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもである。支給額は、2010年4月～2011年9月は、子ども1人につき月額13,000円、2011年10月～2012年3月は、3歳未満が一律月額15,000円、3歳以上小学校修了前が月額10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生は一律月額10,000円であった。

子ども手当制度は、2010年3月までの児童手当制度と比較すると、次のような違いがある。
①支給対象が拡大した（児童手当の支給対象は小学校卒業までの子ども）、②所得制限がなくなった（児童手当には所得制限があった）、③支給額が増加した（児童手当は3歳未満が月額10,000円、3歳以上小学校卒業までが月額5,000円（第3子以降は月額10,000円））。

なお、2012年4月以降は、児童手当制度が復活した。支給対象と支給額は子ども手当制度と同じで、所得制限が課された。

表1-2-1は、支給額の推移を示したものである。子ども手当実施以前と比較すると、「3歳以上小学校修了前」の第1子・第2子は月額5,000円から13,000円に8,000円増額（2011年10月以降は10,000円）、中学生は支給対象外から月額13,000円へと大きく増額している。とりわけ、中学生は教育費がかかる時期だけに、支給の影響が大きいと考えられる。

3. 子ども手当に関する調査と先行研究

子ども手当等の支給に関する研究・調査としては、以下のものがあげられる。

坂本（2011）は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」データを用い、子ども手当の世帯内における配分状況、および子ども手当施行により世帯支出に生じた変化を検討している。それによれば、「子ども手当のほとんどが「子どものため」の支出、貯蓄・保険に充てられて」おり、「手当の増加は、世帯員のうち子ども向け支出を（統計的に）有意に増加させており、子どもをターゲットとした施策としての効果」が確認されている。また、子ども手当の配分状況に関する分析では、所得が高い世帯ほど「子どものため」に割り当てられ、うち「生活費」の割合が低く、「教育費」「貯蓄・保険」の割合が高い。他方で、経済状況が逼迫している世帯では、子ども以外のための配分が大きく、子どものための配分に関しても、生活費が高い。

宇南山（2011）は家計調査の個票データを用いて、児童手当が消費に与えた影響を推計している。分析によれば、児童手当の大部分は貯蓄に回されており、平均的な家計の消費行動には影響を与えていない。しかし、年間収入が低くかつ資産の少ない家計では消費を増加させる効果があるという。

吉田（2012）は、平成23年（2012年）度

表1-2-1 児童に対する支給額の推移（2007年～2013年）

	児童手当	子ども手当		児童手当	
	2007年4月～2010年3月	2010年4月～2011年9月	2011年10月～2012年3月	2012年4月～	
3歳未満	10,000円	13,000円	15,000円	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	5,000円	13,000円	10,000円	10,000円
	第3子以降	10,000円	13,000円	15,000円	15,000円
中学生	第1子・第2子	-	13,000円	10,000円	10,000円
	第3子以降	-	13,000円	10,000円	10,000円

末の子ども手当制度終了時点で、中学生以下の子どもがいた世帯にアンケート調査を行い、子ども手当制度の効果を検討している（注5）。それによれば、子ども手当の用途については、子どもの将来のための貯蓄、子どもの教育費、子どもの生活費など概ね子どものために使われていた（72.2%）。ただし、子どものための支出金額は、ほぼ半分の世帯で子ども手当の支給前と実質的にあまり変わらず、子どもの成育環境も73.4%の世帯が子ども手当の支給前と実質的にあまり変わらないと答えている。

厚生労働省では、子ども手当制度の開始に伴い、その用途等に関して実態調査を行った（「平成22年度子ども手当の用途等に関する調査」）。同調査は児童手当制度復活後も継続して行われている。この調査の結果については、本稿との関連でその都度言及する。

本稿では、こうした先行研究の知見をふまえながら、「教育費の増加」に焦点を絞り、分析を行いたい。

4. 分析に用いるデータと分析課題

本稿においては、ベネッセ教育総合研究所が2013年に行った「第2回学校外教育活動に関する調査」のデータを用いて分析を行う。

「第2回学校外教育活動に関する調査」は、3歳～18歳（高校3年生）の第1子を持つ母親16,480名に対して行ったインターネット調査である。各学年について、男子を持つ母親515ケース、女子を持つ母親515ケースを対象とし、合計16,480ケースとなっている。本稿では、3歳～15歳（中学3年生）の第1子を持つ回答者13,390ケースを対象に分析を行う（注6）。

本調査では、「Q30 教育費の支出について、次のようなことはどれくらいあてはまりますか」のなかで、「子ども手当などの支給で教育費を増やした」という項目があり、「とてもそう」「まあそう」「あまりそうではない」「まったくそうではない」の4段階で質問を行っている。

この調査項目は次のような特徴を持っている。第1に、「子ども手当などの支給」という

表現をとることにより、子ども手当だけでなく2012年4月以降の児童手当による支給も含んでいると考えることができる。後述するように、調査が行われた2013年3月にはすでに子ども手当制度は児童手当制度に変更されているからである。その意味では、本質問項目は、子ども手当の創設以降継続して実施されている支給対象と支給額の拡大の影響を中心に尋ねているといえる。第2に、「教育費を増やした」という表現により、子ども手当などの支給により、積極的に教育費を増額した世帯の特徴を把握できることである。これにより、子育て支援の制度が教育費において具体的にどのような影響を及ぼしているかを動的に考察することができる。

本稿では、どのような世帯が子ども手当などの支給で教育費を増やしたのかを考察する。まず、第1子の学校段階、子ども数、世帯収入、第1子の成績別に、子ども手当が教育費にもたらした影響を分析する。次に、保護者の教育意識を尋ねている本調査の特徴を生かし、保護者の教育意識も変数に加えたモデルで分析を行った。

5. 分析結果

(1) 「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合

表1-5-1は、「子ども手当などの支給で教育費を増やした」の回答分布を示したものである。「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯は、「とてもそう」「まあそう」を合計して18.1%である。

この回答分布を先行する調査のデータと比較して確認しておこう。厚生労働省「平成22年子ども手当の用途等に関する調査」によれば、子ども手当の予定も含めた用途（複数回答）として、19項目中第1位は「子どもの将来のための貯蓄・保険料」（41.6%）であり、「子どもの学校外教育費」は第3位で16.3%、「子どもの学校教育費」は第5位で8.9%であった。また、「子ども手当で最も増額した用途」（択一回答）

については、「子どもの教育費等」は第2位で15.7%であった。

平成23年の同調査（「子ども手当の用途等に係る調査」）によれば、子ども手当の用途として「子どもの教育費等」はもっとも多い46.4%（複数回答）であった。また厚生労働省「平成24年 児童手当の用途等に関する調査」によれば、予定も含む児童手当の用途として「子どもの教育費等」は9項目中もっとも多い44.2%（複数回答）であった。

質問の形態が異なるため、厳密には比べられないが、「教育費を増やした」という本調査の設問の特徴を考えると、肯定的な回答が18.1%というのは、概ね信頼できる割合といえよう。

(2) 学校段階が進むにつれて「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯は増加

図1-5-1は、第1子の学校段階別に「子

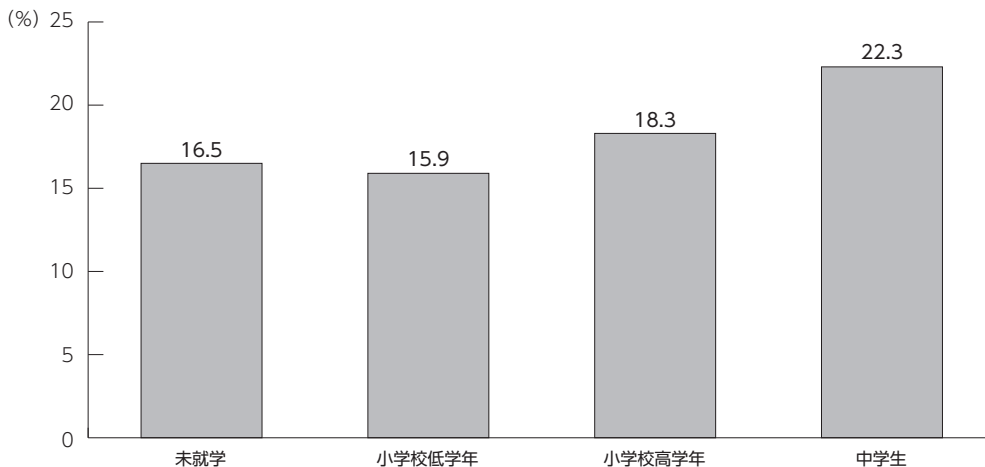
ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合を示したものである（「とてもそう」「まあそう」を合計した割合）。

小学校低学年から学校段階が上がるにつれて、「子ども手当などの支給で教育費を増やした」割合が高まり、中学生では22.3%に達している。塾・習い事などの学校外教育を行う割合が高まる小学校高学年、高校受験を控えた中学生において、教育費の必要性が高まるため、子ども手当などの支給で教育費を増やしていると考えられる。また、子ども手当以前の児童手当制度においては、中学生は支給対象ではなかったため、支給対象であった未就学児・小学生に比べ、支給の影響が大きかったと推察できる。子ども手当と児童手当の用途に関する厚生労働省の調査（平成22年～24年）においても、学校段階が進むほど、子ども手当の用途として教育費の割合が高まっていることが指摘されて

表1-5-1 「子ども手当などの支給で教育費を増やした」の回答分布

	度数	%
1 とてもそう	469	3.5
2 まあそう	1955	14.6
3 あまりそうではない	7122	53.2
4 まったくそうではない	3844	28.7
計	13390	100.0

図1-5-1 第1子の学校段階別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合



注 「とてもそう」「まあそう」を合計した%

おり、手当の支給により教育費を増やす学校段階もこれに対応しているといえよう。

なお、未就学児の場合は、教育費をまったく支出していなかった状態から、初めて教育費を支出した世帯が他の学校段階より多いため、やや割合が高まっていると考えられる。

(3) 子ども数が多いほど「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯が多い

図1-5-2は、子ども数別・第1子の学校段階別に「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合を示したものである（「とてもそう」「まあそう」を合計した割合）。

第1子が未就学、小学校低学年、小学校高学年の段階においては、子ども数が多いほど、子ども手当などの支給で教育費を増やした世帯が多いことが明確である。とりわけ子ども3人以上の世帯の場合、子ども手当が教育費に及ぼす影響が大きいことがわかる（注7）。

第1子が中学生の場合は、学校外教育費など全体的に教育費が多くなるため、子ども1人の場合でも、子ども手当などの支給で教育費を増やしていると考えられる。ただ、子ども3人以上の場合は、子ども手当などの支給で教育費を増やした世帯の割合が26.1%と高くなっている。

子ども数が多い世帯では、教育費の負担が大

きく（都村2006）、教育費を増やしたくても、増やせない状況にあると考えられる。その意味では、子ども手当は、子ども数の多い世帯への支援となっているといえよう。

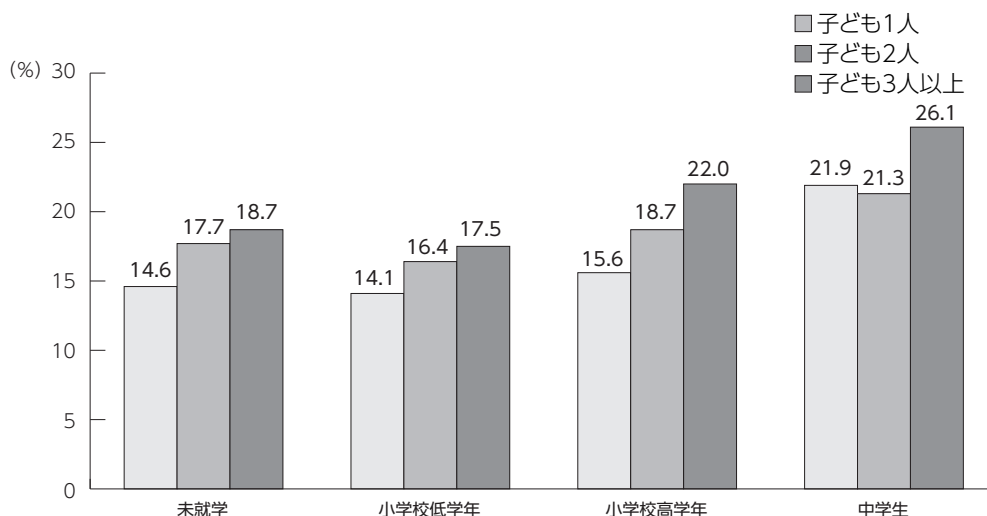
(4) 世帯収入別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合

図1-5-3は、世帯収入別・第1子の学校段階別に「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合を示したものである（「とてもそう」「まあそう」を合計した割合）。

概ねどの学校段階においても、世帯収入が400万円未満、400～600万円未満の場合に子ども手当などの支給で教育費を増やした世帯の割合が高く、600～800万円未満、800万円以上となるにしたがって、その割合が低下していることがわかる。学校段階別のグラフの傾斜が急になっていることから、こうした傾向は学校段階が進むほど顕著になっているといえよう。つまり、世帯収入があまり多くない世帯において、子ども手当の支給が教育費の増加につながっていることがわかる。

このような結果は、厚生労働省の一連の調査結果とは傾向を異にしている。平成22年の厚生労働省「子ども手当の使途等に関する調査」によれば、世帯年収が高いほど、子ども手当で最も増額した使途として、「子どもの教育費」

図1-5-2 子ども数別・第1子の学校段階別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合



注 「とてもそう」「まあそう」を合計した%

をあげている。また平成23年の同調査においても、世帯年収が高いほど、子ども手当の用途として、子どもの教育費をあげる割合が高い。なお、平成24年の同調査においては、世帯年収による用途の差は小さい。以上のように、厚生労働省の調査結果によれば、世帯年収が高い世帯ほど、子ども手当を教育費に用いているという傾向がみられていた。

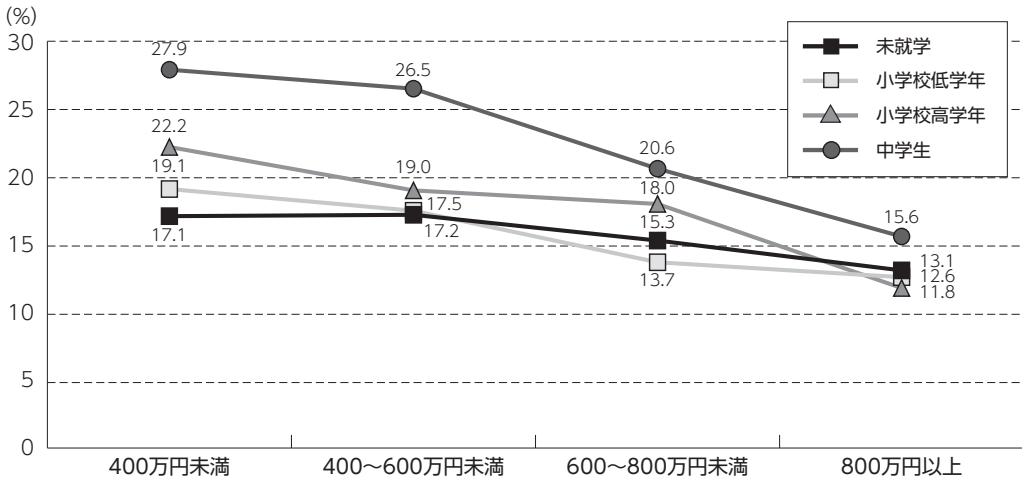
調査方法が異なるため、比較はできないが、

本調査の結果は、世帯収入が低い世帯に対する子ども手当の効果を示唆している（注8）。

(5) 成績別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合

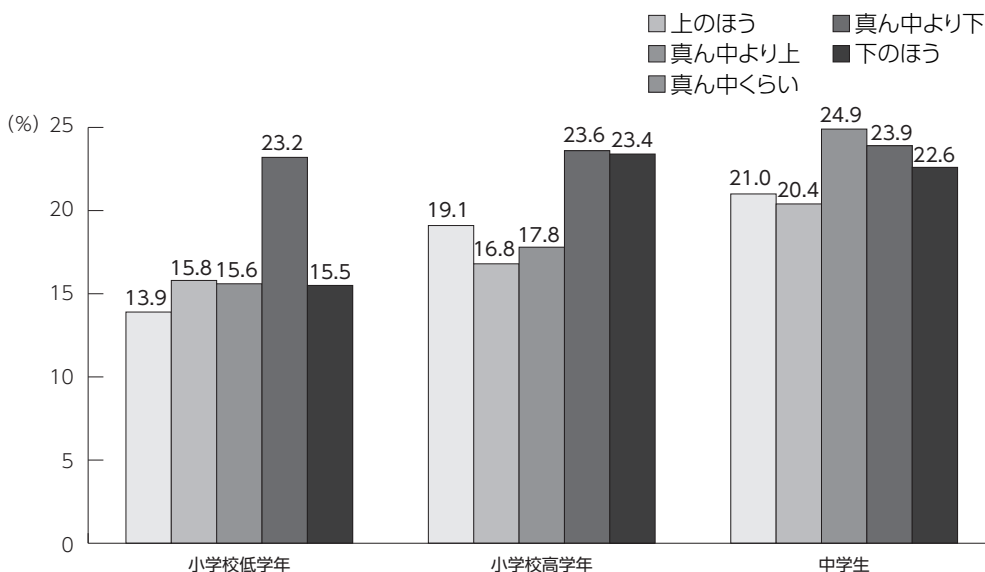
図1-5-4は、成績別・第1子の学校段階別に「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合を示したものである（「とてもそう」「まあそう」を合計した割合）。

図1-5-3 世帯収入別・第1子の学校段階別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合



注 「とてもそう」 + 「まあそう」を合計した%

図1-5-4 第1子の成績別・学校段階別「子ども手当などの支給で教育費を増やした」世帯の割合



注1 「とてもそう」「まあそう」を合計した%

注2 成績は「お子様の成績は、同じ学年の子どもたちと比べてだいたいどのくらいですか」とたずねた質問に対して、凡例の5段階と「わからない」「答えたくない」から1つを選択してもらった。

本調査において、第1子の成績は「Q39 お子様は、同じ学年の子どもたちと比べて、どのくらいですか」という形式で尋ねられ、回答者は「上のほう」「真ん中より上」「真ん中くらい」「真ん中より下」「下のほう」「わからない」「答えたくない」という選択肢から回答している。

第1子が小学校低学年の世帯の場合には、子どもの成績が「真ん中より下」と考えている世帯において、子ども手当などの支給で教育費を増やしている割合が高い。小学校高学年の場合には、子どもの成績が「真ん中より下」「下のほう」と考えている世帯において、子ども手当などの支給で教育費を増やしている割合が高い。中学生においては、やや差が小さくなるが、子どもの成績が「真ん中くらい」「真ん中より下」「下のほう」と考えている世帯において、子ども手当などの支給で教育費を増やしている割合が高い。

全体の傾向として、成績を真ん中くらいから下のほうと認知している世帯で、子ども手当などの支給で教育費を増やしている割合が高い。子ども手当等の経済的支援が、学力があまり高くない層に対する学習支援を進める効果があることが推察される。

(6) 教育意識の変数を取り入れたモデルによる検討

ここまで分析を行った変数に加えて、保護者の教育意識の変数も取り入れ、どのような世帯が子ども手当などの支給で教育費を増やしたかをロジスティック回帰分析により検討しておく。

従属変数は、「子ども手当などの支給で教育費を増やした」という質問に対し、「とてもそう」「まあそう」を「1」、「あまりそうではない」「まったくそうではない」を「0」として2値化する。

独立変数は、ここまで分析を行った第1子の学校段階、子ども数、世帯収入に加え、統制変数として第1子の性別、母親の学歴を用いる。これらの変数の影響をまずモデル1で考察する。

さらに、第1子の成績の他に、保護者の教育意識として、次の変数を検討する（モデル2）。第1に、「教育にはできるだけお金をかけるようにしている」という質問項目を取り上げる。家計の教育費について積極的に支出する傾向を示す変数である。教育費を積極的に支出する世帯ほど、子ども手当などの支給で教育費を増やすと考えられる。

第2に、「教育にお金がかかり過ぎると思う」という質問項目を検討する。教育費に対する負担意識に関する変数である。教育費に対する負担意識が強い世帯ほど、子ども手当などの支給は教育費にまわすものと考えられる。

第3に、「親の教育への熱心さが、子どもの将来を左右する」という質問項目により、親の教育熱心さの影響を検討する。教育熱心であることが重要と考える世帯ほど、子ども手当などの支給を、子どものための支出、とりわけ教育費に支出する可能性が高い。

第4に、「将来、お子様をどの段階まで進学させたいと思いますか」という質問により、進学期待の影響を検討する。高等教育への進学を期待する世帯ほど、学校外教育等への支出が増えることが予想され、子ども手当などの支給は教育費にまわすものと考えられる。

なお、ロジスティック回帰分析については、小学生以上の子どもの関してのみ成績の回答がなされているため、小学生と中学生を対象とした。

表1-5-2は、分析結果を示したものである。第1子の学校段階、子ども数、世帯収入に関しては、概ねこれまでの分析と同様の結果となった。つまり、第1子が中学生段階、世帯収入があまり多くない世帯、子ども数が多い世帯において、子ども手当などの支給で教育費を増やしている。第1子の性別に関しては女子よりも男子のほうが教育費を増やす傾向がみられ、母親の学歴に関しては大学卒よりも非大学卒の場合に教育費を増やす傾向がみられた。

モデル2により教育意識の影響を検討すると、「教育にはできるだけお金をかけるようにしている」世帯ほど、また「親の教育への熱心

さが、子どもの将来を左右する」と考える世帯ほど、子ども手当などの支給で教育費を増やしている。教育熱心で教育への関心が高い世帯ほど、子ども手当を教育費に支出していることがわかる。また、「教育にお金がかかり過ぎると思う」世帯ほど、子ども手当などの支給で教育費を増やしている傾向もみられる。教育費に対する負担感が高い世帯では、教育にお金をかける意識が強くても、希望するほど支出できない状況にあると考えられる。その意味では、子ども手当の支給は大きな意味を持っていたといえるであろう。

進学期待に関しては、有意な関連が見られなかった。子どもの年齢が小学生から中学生ということもあるが、将来的な進学に向けた投資的側面よりも、現在の教育費のやり繰りに対する

対応として、子ども手当が捉えられていたと考えられる。

6. まとめ

わが国の人口増加率は、2005年前後にはマイナスを記録し、人口減少社会に入った。2012年の国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によれば、2060年には総人口は9,000万人を下回り、高齢化率は39.9%になると推計されている。人口は社会・経済の動向を左右するもっとも基礎的な要因であるため、社会・経済に及ぼす影響は深刻かつ広範である。

国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2010年)によると、「理想とする子ども数は2人以上」を選択する夫婦は9割を超

表1-5-2 「子ども手当などの支給で教育費を増やした」に影響を与える要因

		モデル1		モデル2	
		b	p	b	p
子ども数 (1人)	2人	.011		.074	
	3人以上	.132		.284 **	
世帯年収 (800万円以上)	400万円未満	.450 ***		.752 ***	
	400-600万円未満	.426 ***		.688 ***	
	600-800万円未満	.203 +		.383 **	
学校段階 (小学校低学年)	小学校高学年	.116		.045	
	中学生	.402 ***		.205 *	
第1子の性別ダミー(女子)	男子	.152 *		.139 *	
母学歴ダミー(非大学卒)	大学卒	-.199 **		-.295 ***	
成績 (上のほう)	真ん中より上			-.016	
	真ん中くらい			.133	
	真ん中より下			.307 *	
	下のほう			.153	
教育にはできるだけお金をかけるようにしている (4段階)			.763 ***		
教育にお金がかかり過ぎると思う (4段階)			.463 ***		
親の教育への熱心さが、子どもの将来を左右する (4段階)			.131 **		
進学期待ダミー(高校まで)	高等教育			.137	
定数		-1.906 ***		-5.813 ***	
-2対数尤度		6399.3		5911.7	
Nagelkerke R2乗値		0.019		0.131	
n		6649		6649	
HosmerとLemeshowの検定	X ² 乗値	4.436		9.817	
	df	8		8	
	p	0.816		0.278	

+p<.10, *p<.05, **p<.01, *** p<.001

注 「教育にはできるだけお金をかけるようにしている」「教育にはお金がかかり過ぎると思う」「親の教育熱心さが子どもの将来を左右する」については、それぞれ「とてもそう」「まあそう」「あまりそうでない」「まったくそうではない」から1つ選択

えている。しかし、現実の合計特殊出生率の動向をみると、ここ30年間にわたり低下傾向を続け、近年若干上昇しているものの、2012年には1.41と国際的にもきわめて低い水準にとどまっている。理想通りの出産が難しい状況がみられる。理想の子ども数を実現できない理由としてもっとも多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であり、6割以上がこの理由を選択している。とりわけ、妻の年齢が30歳未満の若い世代では8割以上に上っている（注9）。

子ども手当などの支給は、人口構造の変化の視点からとりわけ重視されなければならない。小さく生んで大きく育てることをねらいとして創設されたわが国の児童手当制度は「あいまいな性格のまま、変遷を重ねている（注10）」。

本稿においては、どのような世帯が子ども手当などの支給で教育費を増やしたのかを考察することにより、子育ての経済的支援について教育費という観点からアプローチした。

学年段階別に見ると、小学校低学年から学校段階が上がるにしたがって、子ども手当などの支給で教育費を増やした割合が高まり、中学生では22.3%に達している。中学生は、教育費支出が増える段階であるとともに、子ども手当以前の児童手当においては支給対象でなかったことも、教育費を増やした要因と考えられる。子ども数別に見ると、子ども数3人以上の世帯において、子ども手当などの支給で教育費を増やした割合が高かった。教育費の捻出に困難を抱える世帯の支援になっていると考えられる。世帯収入別に見ると、世帯収入があまり多くない世帯において、子ども手当の支給が教育費の増加につながっていた。この結果は先行する調査や研究と異なる傾向である。調査方法が異なるため一概に比較はできないが、本調査の結果は世帯収入が低い世帯の教育費に対する子ども手当の効果を示唆している。

成績別に見ると、成績を真ん中くらいから下の方と認知している世帯で、子ども手当などの支給で教育費を増やしている割合が高い。子ども手当等の経済的支援が、学力があまり高くな

い層に対する学習支援を進める効果があることが推察された。

親の教育意識の分析からは、教育熱心さを示す意識が強いほど、また教育費負担が重いと考えているほど、子ども手当などの支給で教育費を増やしている傾向がみられた。他方で、高学歴意識に関しては、教育費の増加にはつながっていなかった。こうした結果からは、子どもの教育に熱意がありながらも、当面の教育費の捻出に困難を抱えている世帯ほど、子ども手当を教育費に充てていると考えることができる。

本稿の分析結果は、全体として、教育費のやり繰りに苦慮している世帯ほど、子ども手当などの支給で教育費を増やしたという傾向を示していた。このことはひとつの重要な知見であるが、子ども手当・児童手当が家計にもたらす影響については、より多様な観点から分析される必要がある。子育ての経済的状況が厳しい世帯においては、教育費以外の子どもに関する支出に子ども手当などの支給を回さなければならぬ可能性も高い。また、大学卒業までの教育費が高額になることに対する不安から、子どもの年齢が低いうちは支給額を貯蓄に回そうと考える世帯も多いであろう。したがって、長期的かつ総合的な観点から、子育て世帯の経済状況と経済的支援のあり方を検討していくことが求められる。

〈注〉

- 1) U.S.Social Security Administration, 1995, *Social Security Programs Throughout the World 1995*, SSA Publication.
- 2) 厚生労働統計協会『厚生指標増刊 国民の福祉と介護の動向2013 / 2014』厚生労働統計協会、2013年P.75～76参照
- 3) 厚生労働省「子ども手当について1問1答」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100407-1.html>
- 4) 「民主党の政権政策Manifesto2009」参照
- 5) 吉田浩「「子ども手当」制度は本当に効果があったのか」
<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/2012/03/>

press20120330.html参照。

- 6) 調査対象者については、下記の通りである。「約113万人のモニター母集団のうち、子どもをもつ既婚者（20～59歳）28万人に対して予備調査を実施。このうち、1994年度～2009年度生まれの子どもを持つ母親にアンケートの協力を依頼。各年度生まれの男の子、女の子を持つ母親それぞれ515名のサンプルが集まった時点で調査を終了した」。http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3263
- 7) なお、2節表1-2-1で示したように、3歳以上小学校修了前の場合、第3子以降の子どもに対する子ども手当・児童手当の支給額は第1子、第2子よりも増額されている（2010年4月～2011年9月を除く）。したがって、子ども数3人以上の場合、支給の影響が大きいといえる。ただし、本調査は、複数の子どもがいる際には、第1子について尋ねているため、分析への影響は小さいと考える。
- 8) なお、本調査を行った時期が2013年であるため、児童手当制度の所得制限について留意しておく必要がある。2012年6月分より、児童手当には所得制限が設けられている。所得制限限度額は、手当を受け取る人の前年12月31日時点での税法上の扶養親族等の数に応じて設定されている。たとえば、専業主婦世帯で児童が2人の場合、所得制限限度額は736万円（収入額ベース960万円）となっている。所得制限限度額以上の場合には、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給される（注厚生労働省Q&A）。本調査の世帯収入については、「Q43 ご家庭の世帯年収（税込み）はだいたいどれくらいですか」という質問に対し、11の金額選択肢で回答を求めている。正確な所得の把握はできないが、高所得者のなかには、児童手当の所得制限限度額を超えている世帯がいると考えられる。ただし、そのケース数はあまり多くないと想定される。
- 9) 『厚生労働白書 平成25年版』P.95、P.97参照。
- 10) 厚生労働統計協会前掲書P.76参照

〈参考文献〉

国立社会保障・人口問題研究所、2010『出生動向基本調査』

- 厚生労働省、2013、『厚生労働白書 平成25年版』
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2010、「子ども手当の使途等に関する調査報告書（平成22年）」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2011、「子ども手当の使途等に係る調査報告書（平成23年）」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2012、「児童手当の使途等に係る調査報告書（平成24年）」
- 厚生労働統計協会、2013、『厚生指増刊 国民の福祉と介護の動向2013／2014』、厚生労働統計協会
- 坂本和靖、2011、「子ども手当の配分状況と世帯支出への影響研究」『家計経済研究所パネル調査研究報告書』NO.6
- 都村聞人、2006、「子育て世帯の教育費負担——子ども数・子どもの教育段階・家計所得別の分析」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第52号
- 宇南山卓、2011、「児童手当が家計消費に与えた影響」RIETI Discussion Paper Series 11-J-021
- U.S.Social Security Administration, 1995, *Social Security Programs Throughout the World 1995*, SSA Publication.